

令和3年9月吉日

伊東市飲食店向けプレミアム付商品券事業実行委員会

いとうにぎわい AFTER FIVE COUPON 取扱店募集のご案内

この度、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、大きな影響を受けている市内消費の促進などを目的として、プレミアム付商品券「いとうにぎわい AFTER FIVE COUPON」を発行します。つきましては、多数のお店にご登録いただきますようご案内申し上げます。

ポイント

- ★ コロナ対策を実施している市内飲食店舗（スナック、バー含む）が取扱店になることができます。
- ★ 利用期間：令和3年12月1日（水）～令和4年2月28日（月）午後5時以降
- ★ プレミアム率：30% 13,000円（1,000円×13枚つづり）を10,000円で販売
- ★ 換金日数：原則当日入金。少額の場合は現金換金も可能です。
- ★ 換金手数料：事業者負担はありません。（振込の場合は月1回の利用制限あり。）

1. 事業の概要

- (1) 名称 いとうにぎわい AFTER FIVE COUPON
- (2) 発行団体 伊東市
- (3) 実施者 伊東市飲食店向けプレミアム付商品券事業実行委員会
- (4) 最大発行総額 1億5,600万円（1冊13,000円×12,000冊）
- (5) 発売金額 1冊：10,000円（額面1,000円の商品券×13枚つづり）
- (6) 利用期間 令和3年12月1日（水）～令和4年2月28日（月）午後5時～午前3時まで
- (7) プレミアム率 30%（商品券ご利用者の受益分です）
- (8) 販売期間 令和3年12月1日（水）～令和4年1月9日（日）

2. 取扱店へのPR支援

商品券の取扱店での利用を促進するためのPR、広報宣伝をいたします。

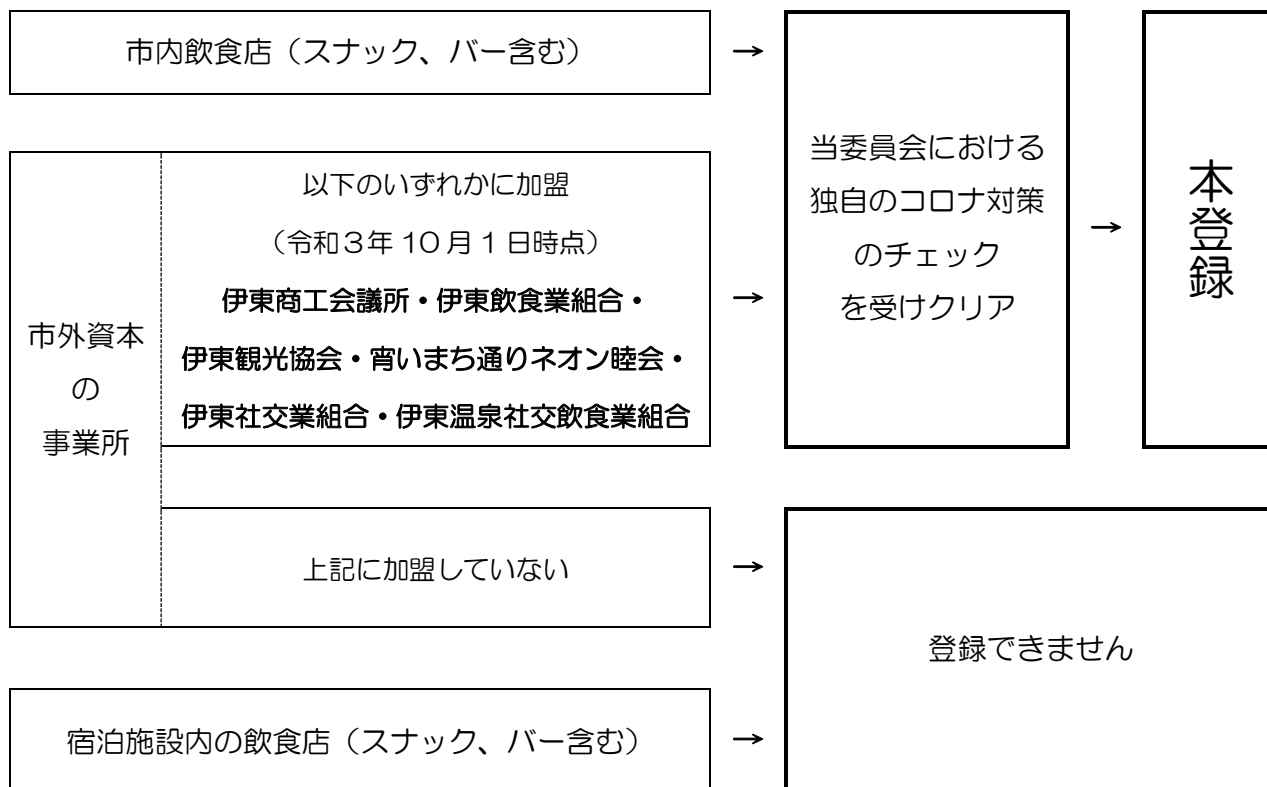
- (1) チラシ、ポスターを提供し、消費者に利用を呼びかけます。
- (2) 新聞広告、専用ホームページにより、消費者に向けて商品券をアピールします。
- (3) コロナ対策を実施している店舗である旨をアピールします。

3. 取扱店のご登録

(1) 登録資格

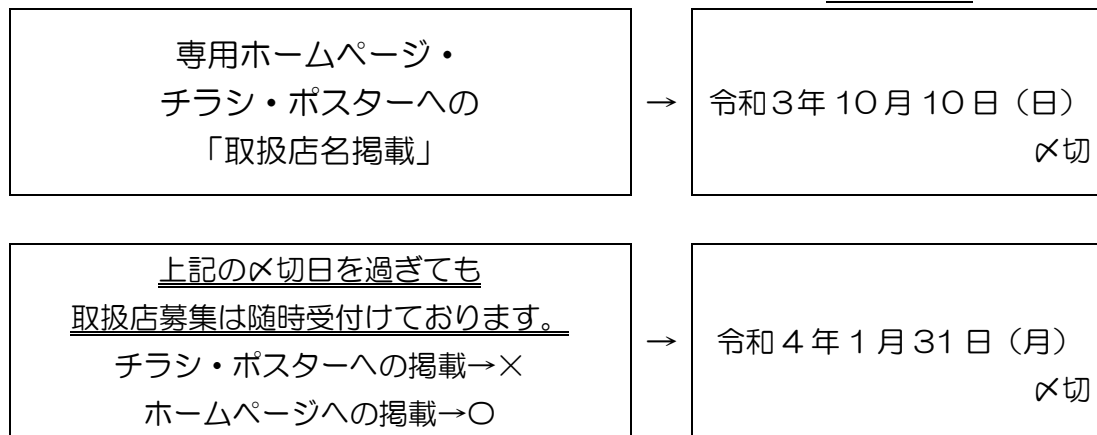
伊東市内で営業している飲食店舗で、本事業に参加を希望する者のうち、当委員会の認められた者とします。宿泊施設内の飲食店及びスナック等、市外資本（※）の事業所は取扱店になることができません。ただし、市外資本の事業所は、次の条件をクリアした店舗は登録可能とします。

（※）市外資本の事業所とは、市内に本社又は本店の登記がない法人、伊東市に納税申告をしていない個人事業主を指します。



(2) 取扱店登録のお申込方法

- ①申込用紙 「いとうにぎわい AFTER FIVE COUPON 取扱店登録申込書」及び「反社会勢力でないことの表明・確認に関する誓約書」に必要事項をご記入ください。誓約書は法人の場合、代表印を押してください。
- ②申込期間 随時受付します。取扱店名を掲載した媒体を作成するため、募集〆切日あり。



- ③申込場所 イ。「いとうにぎわい AFTER FIVE COUPON 取扱店登録申込書」は、当委員会事務局へお送りください。
FAX（55-9272）、メール（ito.afc@r-ship.org）大歓迎です！
郵送、持参の場合…後述
- ロ。「反社会的勢力でないことの表明・確認に関する誓約書」は、当委員会事務局まで原本を必ず郵送又はご持参ください。

※登録申込後の取消しについては、原則不可とします。

本登録を完了した店舗へ「チラシ」「取扱店ポスター」「取扱店登録証明書」「取扱店マニュアル」などを順次郵送します。

4. 商品券の取扱い

(1) 除外品目

除外品目については、取扱店で判断してください。ただし、除外品目は来店者（消費者）に分かりやすいよう、必ず大きく表示してください。

(2) 釣り銭

この商品券でのご利用には、「釣り銭」は出せません。

(3) 受け取り

①前もってミシン目から切り離された商品券でのご利用はできません。（再流通防止のためです。）

②表紙から離れた商品券も同様にご利用できません。（その場で表紙の通しナンバーと金券部の通しナンバーの一致の確認ができればご利用できます。）

③購入者は商品券綴りを持参しますが、お店で商品券をミシン線から切り取った後は、冊子をお客様に返却してください。（後日、抽選などはありません。）

5. 商品券の換金について

購入者から受け取った商品券1枚（額面1,000円につき、1,000円で換金します。）

6. 換金の方法と場所

換金期間について、若干変更となる可能性がございます。後日お送りするマニュアル、専用ホームページなどをご確認をお願いいたします。

(1) 換金期間 令和3年12月1日（水）～令和4年3月14日（月）

午前10時30分～午後8時（予定）

(2) 換金場所 NPO法人R-Ship 事務所内 当委員会事務局

※換金口座の指定はございません。所有の口座をご利用ください。

※所有の口座がない場合は、ご相談ください。

また、期間中は、出張換金所（八幡野、宇佐美）を設ける予定です。場所・日程など詳細につきましては、決定次第、申込店舗さまへご案内いたします。

(3) 換金手続 換金の際は、以下のものをご持参ください。

① 購入者から受け取った商品券

② 入金する通帳（口座情報が確認できるもの）

③ 取扱店登録証明書

④ 換金申込票（換金場所に設置）

※③、④は登録手続き完了後、取扱店ポスター等とともに郵送します。

(4) 手数料 事業者負担はありません。（振込の場合は月1回の利用制限あり。）

(5) 振込み日 原則、持参当日に入金。換金口座の指定はございません。また、少額（※）の場合は現金による換金も可能です。（※）換金1回につき3万円以下。

●取扱店に必ず守っていただくこと

- (1) 商品券そのものの譲渡及び売買などは禁止です。なお、偽造は犯罪となります。
 - (2) 物品の販売又はサービスの提供をすることなく、商品券を持ち込んで換金依頼できません。
 - (3) 商品材料仕入れなどの営業目的には使用できません。
 - (4) その他、この事業の目的に反する行為はしないでください。
 - (5) 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金等の行為は堅く禁じます。
- ※上記の事項を守っていただけない場合は、店名を公表するとともに、取扱店の登録を取り消します。
※なお、いとうにぎわい AFTER FIVE COUPON が不正に使用されたり、偽造などの疑いがある場合は、受け取りを拒否するとともに、事務局まで速やかに連絡してください。

【お問い合わせ・お申し込み・郵送先】

住 所：〒414-0004 伊東市猪戸 1-3-14 西山ビル
NPO 法人 R-Ship 事務所 2階
伊東市飲食店向けプレミアム付商品券事業 実行委員会 事務局 宛
電話・FAX：0557-55-9272
メー ル：ito.afc@r-ship.org
本事業専用ホームページ：https://itoafc.webflow.io
※ホームページより、必要書類をダウンロードすることができますので、ご利用ください。



当事務局の地図
(JR 伊東駅から徒歩約4分)

湯の花通り商店街内に
ございます！